

## いじめ及び虐待の根絶を期する決議

近年、全国でいじめ等を理由とする子供たちの自殺や重篤な児童虐待事件が明らかになるなど、深刻化するいじめ及び虐待は、日本社会全体を揺さぶる大きな社会問題となっている。そのような認識のもと、いじめ及び虐待の未然防止、早期発見及びそれらを受けた子供たちに対して適切なケアを行うとともに、本人やその家族を孤立させないなどの問題解決に向けた迅速な対応を図ることは喫緊の課題である。

本市は、昭和 55 年 12 月に「青少年健全育成都市宣言」を行い、市民の協力を得て青少年が明るく健やかに育つまちづくりに取り組んでいるところであるが、I T 社会の進展や雇用及び経済環境の悪化が進む中、我が国の人口減少や急激な少子高齢化等による社会構造の変化に伴い、本市の子供たちを取り巻く環境は、残念ながら改善されたとは言いがたい状況である。

「子供は大人の鏡」であり、「学校は社会の縮図」であるといわれている。未来を担う子供たちが心豊かに成長するためにも、家庭や学校、地域が一体となって、子供たちをいじめや虐待から守る環境づくりが求められている。全ての子供たちの人権を守り健やかな発育を保障することは、社会全体の責任である。

よって、沼津市議会は、社会全体の責任で子供たちを守り育てる決意を堅持し、いじめ及び虐待を初めとする諸課題を改善するため、教育・福祉関係者のみではなく、関係する諸団体も参加する検討会の設置などを視野に入れ、全ての市民の協力と連携のもと、子供たちが心豊かに成長できる環境づくりに向けた取り組みを推進し、いじめ及び虐待の根絶を期するものである。

以上、決議する。

平成 24 年 10 月 17 日

沼 津 市 議 会